

介護保険施設サービスを利用したときの 食費・居住費の軽減措置について (負担限度額認定)

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）に入所したり、短期入所（ショートステイ）サービスを利用したときは、サービス費用の1割、2割または3割に加え、「食費」・「居住費（滞在費）」が利用者負担となります。

「食費」・「居住費（滞在費）」の額は、施設と利用者との契約で決まりますが、年金収入等の少ない方については、保険者である市へ申請することにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、助成（補足給付）を受けられる場合があります。

国が定めた「食費」・「居住費（滞在費）」の標準的な額である「基準費用額（裏面別表2参照）」と、年金収入等の少ない方の施設利用が困難とならないよう、収入や預貯金等に応じて利用者負担を軽減した「利用者負担額（別表1参照）」との差額については、市が特定入所者介護（予防）サービス費として施設へ支払います。

1 対象となる方及び利用者負担額

次の要件のいずれにも該当する方です。

(1) 本人及び世帯全員が住民税非課税であること

(2) 本人の配偶者(別世帯も含む)が住民税非課税であること

※世帯分離していたとしても、配偶者（事実婚を含む）が住民税課税の場合、軽減対象となりません。

(3) 預貯金等合計額が各段階の基準額以下であること（別表1参照）

対象者と利用者負担額（1日あたり）

(別表1)

利用者負担段階	要件		居住費等					食費	
	所得の状況	預貯金等の資産の状況	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室(特養等)	従来型個室(老健・療養等)	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第1段階	生活保護を受給している方	単身: 1,000万円以下 夫婦: 2,000万円以下	880円	550円	380円	550円	0円	300円	300円
	本人及び世帯全員が住民税非課税 老齢福祉年金を受給している方								
第2段階	本人の年金収入等※1が年額80万円以下の方	単身: 650万円以下 夫婦: 1,650万円以下	880円	550円	480円	550円	430円	390円	600円
第3段階①	本人の年金収入等※1が年額80万円超120万円以下の方	単身: 550万円以下 夫婦: 1,550万円以下	1,370円	1,370円	880円	1,370円	430円	650円	1,000円
第3段階②									
第4段階	住民税課税世帯の方		この制度は適用されません						

(令和6年8月1日から基準が改正されました。)

※1 年金収入等：【合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額】

- ・合計所得金額：「税法上の合計所得金額」から「土地等の売却に係る短期・長期譲渡所得の特別控除額」及び「年金収入に係る所得」を控除した額です。
- ・非課税年金：日本年金機構又は共済組合等から支払われる遺族年金・障害年金が該当します。

基準費用額（1日あたり）
 国が定めた、「食費」・「居住費（滞在費）」の標準的な額（別表2）

食費	居住費（滞在費）	
1,445円	ユニット型個室	2,066円
	ユニット型個室的多床室	1,728円
	従来型個室（特養等）	1,231円
	従来型個室（老健・療養等）	1,728円
	多床室（特養等）	915円
	多床室（老健・療養等）	437円

（令和6年8月1日から基準が改正されます。）



2 対象となるサービス

【入所】

- 介護老人福祉施設サービス
（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設サービス
（老人保健施設）
- 地域密着型介護老人福祉施設入所者
生活介護
- 介護医療院サービス
（介護医療院）

【短期入所（ショートステイ）】

- 短期入所生活介護
（介護予防含む）
- 短期入所療養介護
（介護予防含む）

※通所介護、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活（介護付き有料老人ホーム）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）は対象外です。

3 制度の適用を受けるには

この制度の適用を受けるには、茅ヶ崎市への申請が必要です。

- 市は申請書を受理した後、審査をおこない、利用者負担第1段階～第3段階（①、②）の方に「介護保険負担限度額認定証」を交付します。サービスを受ける際は必ず認定証をご提示ください。
- 認定証は、申請日の属する月の初日から有効です。（毎年更新が必要）

茅ヶ崎市 介護保険課 給付担当
 電話 0467-81-7164（直通）